

## 越谷市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体サービス申請の流れ

項目	提出書類
(1)補助金交付の申請①	①申請書チェックリスト ②補助金交付申請書（第1号様式） ③事業実施計画書(第2号様式) ④補助金交付内訳書(※参考様式あり) ⑤収支予算書(※参考様式あり) ⑥定款・規約・会則など ⑦従事者名簿(※参考様式あり) ⑧団体情報の第三者提供に関する同意書
<b>市から補助金決定通知が送付されます</b>  <b>住民主体サービス(サービス B)として活動を開始</b>	
(2)補助金交付の申請②	①補助金交付請求書(第4号様式の2)
<b>市から補助金が交付されます</b>	
(3)変更の申請 ※通所型サービスの初期費用を除く	※要支援認定者等の人数が基準を満たさなかった、または、実際にかかった経費が当初申請した補助上限額より少なかった場合に提出 ①申請書チェックリスト ②補助金変更承認申請書(第5号様式) ③事業実施計画書（第2号様式） ④収支予算書(※参考様式あり)
<b>市から補助金変更承認通知が送付されます</b>	
(4)活動実績の報告	①申請書チェックリスト ②補助金実績報告書(第8号様式) ③事業実施報告書(第9号様式その1 ※訪問型サービス) //    (第9号様式その3 ※通所型サービス) ④利用者名簿(※参考様式あり 通所型サービスのみ) ⑤収支決算書 ⑥領収書の写し
<b>市から補助金確定通知が送付されます</b>	
(5)補助金の清算	①概算払清算書
<b>余剰金が生じた場合は市に返金します</b>	